

公益社団法人日本鉄筋継手協会定款

昭和38年8月26日 施行
昭和40年1月21日 変更認可
昭和48年8月13日 変更認可
昭和50年7月17日 変更認可
昭和54年2月20日 変更認可
昭和61年8月18日 変更認可
平成11年6月30日 変更認可
平成18年9月5日 変更認可
平成20年7月17日 変更認可
平成22年12月1日 移行登記
平成23年5月30日 変更

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本鉄筋継手協会（以下、「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2. 本協会は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本協会は、圧接継手、溶接継手、機械式継手等の鉄筋継手の品質確保のために、鉄筋継手の技術に関する調査研究を行い、その進歩及び普及を図り、わが国建設技術の向上と合理化に寄与し、もって社会に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 圧接継手、溶接継手、機械式継手等の鉄筋継手の技術に関する調査研究
- (2) 圧接継手、溶接継手、機械式継手等の鉄筋継手の技術に関する規準の作成及び評価・認定
- (3) 圧接継手、溶接継手、機械式継手等の鉄筋継手の技術に関する技量検定
- (4) 圧接継手、溶接継手、機械式継手等の鉄筋継手の技術に関する指導及び相談
- (5) 圧接継手、溶接継手、機械式継手等の鉄筋継手の技術に関する研究発表会・講習会及び会誌の発行
- (6) 圧接継手、溶接継手、機械式継手等の鉄筋継手の技術に関する資料の収集及び情報の交換
- (7) 前号までに掲げる事業に関する業務の受託

- (8) 関係官庁、関係団体等に対する建議及び答申
 - (9) その他本協会の目的を達成するための(1)から(8)に付帯する事業
2. 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会 員

(構成員)

第5条 本協会は、次の4種の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 鉄筋継手に関連した事業又は業務を行っており、本協会の目的に賛同して入会した団体
 - (2) 名誉会員 本協会に功労のあった者又は学識経験者で総会において推挙された者
 - (3) 特別会員 本協会の目的に賛同して入会した学識経験者
 - (4) 賛助会員 本協会の事業を賛助するため入会した個人又は団体
2. 前項の会員のうち正会員、名誉会員及び特別会員(以下、「正会員等」という。)をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)上の社員とする。
3. 第1項の会員基準は、理事会において別に定める。ただし、会員の種別を兼ねることはできない。

(入 会)

- 第6条 正会員、特別会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。
2. 団体たる会員にあつては、団体の代表者として、本協会に対してその権利を行使する者(1人に限る。以下「指定代表者」という。)を定め、会長に届け出なければならない。
3. 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、本協会の会員(名誉会員は除く。)は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退 会)

- 第8条 正会員、特別会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出して、任意にいつでも退会することができる。
2. 退会しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。

(除 名)

- 第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の決議によって除名することができる。この場合、総会の1週間前までにその旨を通知し、総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 本協会の定款、その他の規則又は総会の決議に違反したとき。
 - (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員が次の各号の一に該当するに至ったとき、その資格を喪失する。

- (1) 2年以上会費を滞納したとき。
- (2) 正会員等のすべてが同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 第5条の会員資格を満たさなくなったとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 総 会

(種 別)

第12条 本協会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2. 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(構 成)

第13条 総会は、正会員等をもって構成する。

(権 限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) 役員報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 長期借入金
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第15条 定時総会は、毎年度5月に1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 総正会員等の議決権の5分の1以上から総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招 集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2. 会長は、前条第2項の規定による招集の請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日

の14日前までに正会員等に通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、その総会において出席した正会員等の中から選出する。

(定足数)

第18条 総会は、総正会員等の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、正会員等1名につき1個とする。

(決議)

第20条 総会の決議は、出席した正会員等の議決権の過半数をもって決するものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員等の半数以上であって、総正会員等の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 長期借入金

(6) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第21条 総会に出席できない正会員等は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員等を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合における第18条及び第20条の規定の適用については、その正会員等は出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員等の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあってはその旨を付記すること)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

(6) その他、法令で定める事項

2. 議事録には、議長及びその会議において出席した正会員等の中から選任された議事録署名人2

名以上が署名及び押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第23条 本協会に、次の役員を置く。

理事 13名以上20名以内
監事 2名以内

2. 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事とする。
3. 前項の会長、副会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会において正会員等（団体にあつては指定代表者）の中から選任する。ただし、総会が特に必要と認めた場合、正会員等以外の者から選任することができる。

2. 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会の職務を執行する。

2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ指定した順序に従い、その職務を代行する。
4. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
3. 監事は、財産、会計及び業務の執行について、理事に不正の事実若しくは不正のおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、その旨を理事会に報告しなければならない。
4. 監事は、前項において、必要があると認めるときは、理事会の招集を請求し、若しくは法令で定めるところにより理事会を招集することができる。

(役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
3. 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事が次の各号の一に該当する場合は、総会の決議に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対しあらかじめ通知するとともに、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2. 理事及び監事には費用を弁償することができる。
3. 前項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(顧問)

第30条 本協会に顧問3名以内を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の同意を得て、学識経験者の中から会長が委嘱する。
3. 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。
4. 顧問には、第27条第1項及び第29条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事及び監事」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

第6章 理事会

(構成)

第31条 本協会に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第33条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

2. 定時理事会は、原則として毎年度7回開催する。
3. 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき又は法令で定めるところにより理事から招集があったとき。
 - (3) 第26条第4項の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招 集)

第34条 理事会は、前条第3項第2号又は第3号の規定により理事及び監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2. 会長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに理事及び監事に通知しなければならない。ただし、全員の同意があるときは、これを省略できる。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第37条 理事会における議決権は、理事1名につき1個とする。

(決 議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 前項前段の場合において、議長は理事としての表決に加わることができない。
3. 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異義を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議事録には、出席した会長、副会長及び監事が署名及び押印する。

第7章 委 員 会

(委員会)

第40条 会長は、本協会の事業の円滑な運営を図るために必要があると認めるとき、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

2. 委員会の委員は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
3. 委員会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第8章 財産及び会計

(財産の構成)

第41条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第42条 本協会の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第43条 本協会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)

第44条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 本協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、会長が作成し、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、定時総会に報告するとともに、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 収支計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (7) 財産目録

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第5号及び第7号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、また、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 役員の名簿
- (3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載し

た書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第47条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする

(長期借入金)

第48条 本協会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において決議する。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第50条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第51条 本協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により本協会が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第52条 本協会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第53条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 職員は、理事会の同意を得て、会長が任免する。ただし、事務局長は、理事会で選任する。
4. 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第54条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 役員の報酬等の支給基準

- (5) 事業計画及び予算に関する書類
 - (6) 事業報告及び決算に関する書類
 - (7) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書
 - (8) 財産目録
 - (9) 認定、認可等及び登記に関する書類
 - (10) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (11) 理事及び監事の履歴書
 - (12) 職員の名簿及び履歴書
 - (13) その他必要な帳簿及び書類
2. 前項の第1号から第8号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の代表理事は、
睦好宏史、
橘高義典、
澤井布兆
とする。
3. 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第44条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則（平成23年5月30日）

この定款の変更は、総会で承認可決された日から施行する。